

「中小企業金融円滑化法」延長終了に伴う 特別相談室を設置し、支援体制を強化

平成二十一年に施行された「中小企業金融円滑化法」は、来年三月に

延長施行が終了し、中小企業の金融に関しては、今後切実な資金繰りについての相談の増加が予想される。

当所では、法施行終了による中小企業経営への影響を緩和するため

に、「特別相談室」による相談対応をはじめ支援体制を強化し、関連事業をスタートさせた。

一、「中小企業金融円滑化法関連特別相談室」を開設

金融機関への融資返済、借換や条件変更の申込に至る総合的な相談窓口を設置。

専門者に対する助言を

金融機関との交渉に向けた助言を

専門家（税理士、中小企業診断士、弁護士など）や経



専門指導員が行っている。

三、各種情報提供の実施

相談時間は、平日午前九時から午後五時三十分まで、場所は、当所一階中小企業相談所。

（お問い合わせ・中小企業相談所
☎ 011-231-1766）

二、金融・経営相談会を実施

相談機会の充実を期すために、相談会を実施。日本政策金融公庫、北海道信用保証協会をはじめ市内各支援機関担当者による個別相談対応を行

つたほか、各種専門家が中小企業の継続と発展に資する多角化経営や業態転換など、経営革新の相談に応じた。

相談機会の充実を期すために、相談会を実施。日本政策金融公庫、北海道信用保証協会をはじめ市内各支援機関担当者による個別相談対応を行つたほか、各種専門家が中小企業の継続と発展に資する多角化経営や業態転換など、経営革新の相談に応じた。



11月20日に開催した経営安定セミナーでは、ふたば税理士法人代表社員の西俊輔氏より説明いただいた

四、関係機関・団体との連携強化

「特別相談室」は当所をはじめ道内四十二の商工会議所で同時に設置された。円滑化法に関する取組みは中小企業が構成主体である全道の商工会議所にとって重要な位置づけ

ある。十月には北海道財務局や銀行協会など関係先に対し中小企業向け金融の安定的役割を求める要望書を提出。また、金融円滑化法終了に伴い、雇用喪失など地域経済へのマイナス影響が懸念されることから、当所では北海道中小企業再生支援協議会ならびに北海道事業引継ぎ支援センターと連携し、中小企業の実情に即応した事業の継続支援を実施している。

このほか、当所中小企業相談所の市内五支所では巡回指導を通して、中小企業の借入等の実態把握に努める一方で、銀行、信用金庫の市内各支店と綿密な情報交換を行い実効ある金融支援を展開している。

金融円滑化法終了への備え

札幌商工会議所 専門相談員

知野 福一郎 氏

円滑化法を利用した企業は、全国で三十万社から四十万社といわれている。金融庁の発表によると平成二十四年三月末時点での申込み三百八万七千八十六件。実行率は

九十七・三%に及び各金融機関も企業の要請にはほとんど謝絶しないという形で対応してきている。

この間の倒産動向をみると円滑化法実施後の二〇〇九年以降明らかに倒産件数（表1参照）は減ってきており、企業経営に一定の効果をもたらしたものといえる。

金融担当大臣は談話の中で、金融機関の役割は「円滑化法の期限到来後においても何ら変わるものではない」と話し、期限到来後に企業経営の混乱が生じないよう検査・監督の方針を示したところである。

(出所：帝国データバンク)

年度	件数	前年度増減
2002年度	10,410	12.0
2003年度	9,902	-4.9
2004年度	8,448	-14.7
2005年度	8,759	3.7
2006年度	9,572	9.3
2007年度	11,333	18.4
2008年度	13,234	16.8
2009年度	12,866	-2.8
2010年度	11,496	-10.6
2011年度	11,435	-0.5

かわらず、猶予による安心感によつて、改善策を講じてこなった企業も多く見受けられるのも事実である。

また、当初策定の計画が非常に見通しの甘い計画であったことから、売上高増加が計画通りに行かず、先まうケースも多かつたものと思われる。

金融円滑化法の利用により策定した自社の経営改善計画書の進ちょく状況が、どのようにになっているのか、今一度チェックを行い、乖離がある場合においては、改善策の検討を早急にすべきである。

一方、政府においては日本再生戦略の中で、円滑化法終了後の円滑な移行に向けた体制整備を図り対応することとしている。

中小企業再生支援協議会においては従来型に加え、簡易なパッケージ型を導入し、案件の処理スピードを高め、案件対応の強化を進めている。また、金融機関、士業や商工会議所などの中小企業支援機関との連携および機能強化により、再生計画の策定支援に取り組むなど横断的な経営支援に向けた取り組みをしている。

るかは不透明なところがあるが、どのような状況にあっても経営環境の変化に対応していく強い企業体质を作つていかなければならぬ。

(表2) 金融円滑化法利用後倒産件数(全国)

2011年	件数	金額	2012年	件数	金額(百万円)
1月～9月	120	92,339	1月～9月	267	208,323
10月	22	16,913			
11月	25	10,211			
12月	27	14,341			

(出所：帝国データバンク)